

北海道生物の多様性の保全等に関する条例

平成25年 3月29日

条例第 9 号

改正 平成27年 3月20日条例第 8 号

〔鳥獣の保護及び狩猟の適正
化に関する法律の一部改正に
伴う関係条例の整理に関する
条例第 4 条による改正〕

北海道生物の多様性の保全等に関する条例をここに公布する。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的施策（第 9 条—第14条）

第 3 章 生物多様性維持回復事業

第 1 節 生物多様性維持回復事業の実施（第15条—第18条）

第 2 節 認定生物多様性維持回復事業等に関する特例（第19条・第20条）

第 4 章 鳥獣の保護管理

第 1 節 鳥獣の保護管理に関する措置（第21条—第25条）

第 2 節 指定餌付け行為に関する規制（第26条—第30条）

第 5 章 外来種による影響の防止

第 1 節 指定外来種に関する規制（第31条—第37条）

第 2 節 指定外来種の防除（第38条—第40条）

第 6 章 希少野生動植物種の保護

第 1 節 指定希少野生動植物種等の指定（第41条・第42条）

第 2 節 指定希少野生動植物種の捕獲等に関する規制（第43条—第53条）

第 3 節 特定希少種事業者の登録等（第54条—第62条）

第 4 節 生息地等の保護に関する規制（第63条—第72条）

第 7 章 推進体制の整備（第73条—第75条）

第 8 章 雑則（第76条—第78条）

第 9 章 罰則（第79条—第83条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、北海道環境基本条例（平成 8 年北海道条例第37号）第 3 条の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、基本原則を定め、並びに道、事業者、道民等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、生物の多様性に関する事業及び規制その他必要な事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とが共生する豊かな環境の実現を図り、現在及び将来の世代の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生物の多様性 それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。
- (2) 持続可能な利用 現在及び将来の世代の道民が生態系サービス（自然資源の供給、自然環境の調整その他の生物の多様性によりもたらされる恵沢をいう。以下同じ。）を享受するとともに道民生活の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生態系サービスの長期的な減少をもたらさない方法（以下「持続可能な方法」という。）により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。
- (3) 鳥獣 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第2条第1項に規定する鳥獣（鳥獣保護管理法第80条第1項の環境省令で定めるものを除く。）をいう。
- (4) 外来種 その本来持つ移動能力を超えて、国外又は国内（道内を含む。）の生息地又は生育地から道内又は道内の特定の地域に意図的又は非意図的に持ち込まれることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）をいう。
- (5) 希少野生動植物種 道内に生息し、又は生育する野生動植物の種であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 種の個体の数が少ない野生動植物の種
 - イ 種の個体の数が減少しつつある野生動植物の種
 - ウ 種の個体の生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物の種
 - エ 種の個体の生息又は生育の環境が悪化しつつある野生動植物の種
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情のある野生動植物の種

（基本原則）

第3条 生物の多様性の保全は、野生動植物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

- 2 生物の多様性の利用は、生物の多様性に及ぼす影響が回避され、又は低減されるよう、自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。
- 3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、多様な主体の連携による生物の多様性に関する科学的知見の集積並びに情報の蓄積及び共有の下で行われなければならない。
- 4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性の保全に資する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を把握し、その把握した結果を当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。
- 5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生態系サービスを持続的に享受するため、長期的な観点から健全な生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。
- 6 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、道民生活にとって身近な自然環境及び文化的価値の保全を含むものであることを旨として行われなければならない。
- 7 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

る。

2 道は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たり、国、市町村、事業者、道民及び民間の団体との連携を図らなければならない。

3 道は、市町村が当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を策定し、及びこれを実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 道は、その事務及び事業に関し、自ら率先して生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の回避又は低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 事業者は、基本原則にのっとり、道が実施する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策に協力するものとする。

(道民等の責務)

第6条 道民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活において、生物の多様性に及ぼす影響の回避又は低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 道民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うよう努めるとともに、道が実施する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策に協力するものとする。

3 観光旅行、余暇活動等の目的で一時的に道内に滞在する者は、これらの活動が当該地域の生物の多様性の保全に支障を及ぼすことのないよう配慮するとともに、道が実施する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策に協力するものとする。

(適切な役割分担及び連携)

第7条 道、事業者、道民及び民間の団体は、国、道、市町村、事業者、道民及び民間の団体との適切な役割分担及び連携の下で、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に取り組むものとする。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第8条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的施策

(生物多様性保全計画)

第9条 知事は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略として、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「生物多様性保全計画」という。）を定めなければならない。

2 生物多様性保全計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

(2) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、生物多様性保全計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、生物多様性保全計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、生物多様性保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、生物多様性保全計画の変更について準用する。
- 7 知事は、毎年、生物多様性保全計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。

（調査等の推進）

第10条 道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性に関する調査を定期的に行うとともに、道民、民間の団体及び研究機関等と連携し、生物の多様性に関する科学的知見の集積並びに情報の蓄積及び共有を図るものとする。

（生物の多様性の保全を図る上で特に配慮すべき地域等）

第11条 知事は、前条の規定により得られた科学的知見等に基づき、道内における生物の多様性の保全を図る上で特に配慮すべき地域及び野生動植物に関する情報を公表するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する地域及び野生動植物に関し、生物の多様性の保全について事業者による自発的な配慮を促す必要があると認めるときは、事業者に対し必要な助言を行うことができる。
- 3 知事は、前項の規定により助言を行うに当たって、必要があると認めるときは、関係する国の機関及び市町村の長に協力を求めるものとする。

（道民等の理解の促進）

第12条 道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対する道民、事業者、民間の団体等の理解を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対する道民の理解を促進するため、環境に関する教育及び学習の推進、自然との触れ合いの場及び機会の提供等に努めるものとする。

（地域における生物の多様性の保全等に関する活動の推進）

第13条 道は、国、市町村、事業者、道民、民間の団体及び研究機関等の地域の多様な主体と連携し、及び協働して、地域における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する活動を推進するものとする。

- 2 道は、市町村が地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第4条第1項に基づき地域連携保全活動計画を作成する場合には、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、当該計画に基づく同法第2条第2項に規定する地域連携保全活動を行う者との連携に努めるものとする。

（顕彰）

第14条 道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して顕著な功績があったものに対し顕彰を行うものとする。

第3章 生物多様性維持回復事業

第1節 生物多様性維持回復事業の実施

（生物多様性維持回復事業計画）

第15条 知事は、生物多様性維持回復事業（道内の特定の地域における生物の多様性の維持又は回復を図るための事業をいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意

見を聴いて生物多様性維持回復事業に関する計画（以下「生物多様性維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生物多様性維持回復事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）生物多様性維持回復事業の目標

（2）生物多様性維持回復事業が行われるべき区域

（3）生物多様性維持回復事業の内容

（4）前3号に掲げるもののほか、生物多様性維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生物多様性維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示し、かつ、その生物多様性維持回復事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、生物多様性維持回復事業計画の変更について準用する。

（生物多様性維持回復事業の実施等）

第16条 道は、生物の多様性の保全のため必要があると認めるときは、生物多様性維持回復事業計画に従って生物多様性維持回復事業を行うものとする。

2 道以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生物多様性維持回復事業について、その事業計画が生物多様性維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生物多様性維持回復事業計画に従ってその生物多様性維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生物多様性維持回復事業について、その者がその生物多様性維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生物多様性維持回復事業の事業計画が生物多様性維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生物多様性維持回復事業計画に従ってその生物多様性維持回復事業を行うことができる。

4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。第18条第2項又は第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

第17条 認定生物多様性維持回復事業等（道が実施する生物多様性維持回復事業、前条第2項の確認を受けた生物多様性維持回復事業及び同条第3項の認定を受けた生物多様性維持回復事業をいう。以下同じ。）として実施する行為については、第45条、第66条第4項及び第10項、第67条第4項、第68条第1項並びに第77条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

2 認定生物多様性維持回復事業等が実施される土地の所有者又は占有者は、当該認定生物多様性維持回復事業等として実施される給餌設備その他の必要な施設の設置に協力するよう努めなければならない。

3 知事は、前条第3項の認定を受けて生物多様性維持回復事業を行う者に対し、その生物多様性維持回復事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第18条 第16条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けて生物多様性維持回復事業を行う者は、その生物多様性維持回復事業を廃止したとき、又はその生物多様性維持回復事業を生物多様性維持回復事業計画に従って行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第16条第2項の確認又は同条第3項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、第16条第3項の認定を受けた生物多様性維持回復事業が生物多様性維持回復事業計画に従って行われていないと認めるとき、又はその生物多様性維持回復事業を行う者がその生物多様性維持回復事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条

第3項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第2節 認定生物多様性維持回復事業等に関する特例

(北海道立自然公園条例の特例)

第19条 認定生物多様性維持回復事業等を実施する者（以下「事業実施者」という。）が北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第2条第1号に規定する道立自然公園（次項において「道立自然公園」という。）の区域内において認定生物多様性維持回復事業等として同条例第10条第4項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、同項の許可があったものとみなす。

2 事業実施者が道立自然公園の区域内において認定生物多様性維持回復事業等として行う行為については、北海道立自然公園条例第21条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(北海道自然環境等保全条例の特例)

第20条 事業実施者が北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第14条第1項に規定する道自然環境保全地域（次項において「道自然環境保全地域」という。）の区域内において認定生物多様性維持回復事業等として同条例第17条第3項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、同項の許可があったものとみなす。

2 事業実施者が道自然環境保全地域の区域内において認定生物多様性維持回復事業等として行う行為については、北海道自然環境等保全条例第19条第1項の規定は、適用しない。

第4章 鳥獣の保護管理

第1節 鳥獣の保護管理に関する措置

(生物の多様性の保全等のための鳥獣の保護管理の推進)

第21条 道は、鳥獣の保護管理に当たっては、鳥獣保護管理法第4条第1項に規定する鳥獣保護管理事業計画に基づく措置のほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成27年条例8号〕

(特定の鳥獣の増加による影響の防止)

第22条 道は、道内又は道内の特定の地域においてその数が著しく増加している鳥獣がある場合において、生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、その防止のための必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、前項の鳥獣を効率的かつ効果的に捕獲するための技術の開発及び当該捕獲された鳥獣の有効な活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(感染症の防止)

第23条 道は、道内において鳥獣に係る感染症がまん延し、又はまん延するおそれがある場合には、その発生状況について国その他の関係機関と連携して情報を収集するとともに、鳥獣への感染状況に関する調査、鳥獣への感染を防止するための対策の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第24条 道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るため、地域において鳥獣の適切な保護管理を担うことのできる人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(餌付け行為の防止に関する広報活動の充実等)

第25条 道は、鳥獣に餌を与える行為（鳥獣の餌となる食物を放置する行為を含む。以下「餌付

け行為」という。）のうち、鳥獣に人の与える食物への過度な依存又は過剰な人馴れを生じさせ

るおそれがあるものについて、その防止に関する広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第2節 指定餌付け行為に関する規制

(指定餌付け行為の指定等)

第26条 知事は、道内又は道内の特定の地域における生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める餌付け行為を、指定餌付け行為として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）は、当該指定の対象となる鳥獣の種類、区域、餌付け行為の内容その他の規則で定める事項を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定の案を告示しなければならない。

5 前項の規定による告示があったときは、利害関係人は、当該告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

6 知事は、指定の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

9 知事は、事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

10 第3項、第7項及び第8項の規定は前項の規定による指定の解除について、第3項から第8項までの規定は指定の変更について準用する。

(指定餌付け行為の禁止)

第27条 指定の対象となる区域（次条において「対象区域」という。）においては、指定餌付け行為を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けて、鳥獣を捕獲する場合

(2) 鳥獣保護管理法第11条第1項の規定により同項に規定する狩猟鳥獣を捕獲する場合

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定めるやむを得ない事由がある場合

一部改正〔平成27年条例8号〕

(報告徴収及び検査)

第28条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、対象区域において指定餌付け行為を行い、又は行おうとしている者その他の関係者に対し、指定餌付け行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定餌付け行為の実施状況その他必要な事項について検査させ、若しくは対象区域において指定餌付け行為を行い、若しくは行おうとしている者その他の関係者に質問させることができる。

(勧告)

第29条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 第27条の規定に違反した者

(2) 前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(公表)

第30条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をしようとする者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第5章 外来種による影響の防止

第1節 指定外来種に関する規制

(外来種対策基本方針)

第31条 知事は、外来種による生物の多様性への影響を防止するための基本方針（以下「外来種対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 外来種対策基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 指定外来種の指定に関する基本的な事項

(2) 指定外来種の防除に関する基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、外来種による生物の多様性への影響を防止するために必要な事項

3 知事は、外来種対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、外来種対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、外来種対策基本方針の変更について準用する。

(指定外来種の指定等)

第32条 知事は、外来種（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）第2条第3号に定める特定移入動物を除く。）のうち、道内又は道内の特定の地域における生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるものを、指定外来種として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、当該指定の対象となる外来種の種類、本来の生息地又は生育地その他の規則で定める事項を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定の案を告示しなければならない。

5 前項の規定による告示があったときは、利害関係人は、当該告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

6 知事は、指定の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

9 知事は、事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(飼養者及び販売者の義務)

第33条 指定外来種の個体（卵、種子その他規則で定めるものを含み、生きているものに限る。

以下この章において同じ。）をその本来の生息地又は生育地以外で飼養、栽培、保管又は運搬

（以下「飼養等」という。）をする者は、その飼養等をする指定外来種について、生態、習性等

を理解し、適切な飼養等のための施設又は設備として知事が定めるもの（以下「特定飼養等施設」という。）に収容して逸走し、又は逸出しないように飼養等をしてしなければならない。

- 2 指定外来種の販売を業として行う者は、指定外来種の個体の購入者に対し、当該個体が指定外来種である旨及びその本来の生息地又は生育地以外で飼養等をする場合は特定飼養等施設に収容して逸走し、又は逸出しないようにしなければならない旨の説明を行わなければならない。

（助言又は指導）

第34条 知事は、指定外来種の適切な飼養等のため必要があると認めるときは、指定外来種の個体の飼養等をする者又は指定外来種の販売を業として行う者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

（指定外来種を放つこと等の禁止）

第35条 指定外来種の個体は、その本来の生息地又は生育地以外へ放ち、植え、又はまいてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 当該指定外来種に係る特定飼養等施設において飼養等をする場合
 - （2） 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合
- （中止命令等）

第36条 知事は、生物の多様性への影響を防止するため必要があると認めるときは、前条の規定に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告徴収及び立入検査等）

第37条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第35条本文に規定する行為を行い、又は行おうとしている者に対し、指定外来種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第35条本文に規定する行為を行い、又は行おうとしている者が所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、指定外来種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が生物の多様性に及ぼす影響について調査をさせることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第2節 指定外来種の防除

（指定外来種の個体の防除等）

第38条 道は、指定外来種により生物の多様性に著しい影響が生じ、又は生じるおそれがある場合において、これを防止するため必要があると認めるときは、当該指定外来種の個体の防除その他必要な措置を講ずるものとする。

（土地への立入り等）

第39条 知事は、前条の規定による措置に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、指定外来種の捕獲、採取若しくは殺処分（以下この項において「捕獲等」という。）をさせ、又は当該指定外来種の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(損失の補償)

第40条 道は、前条第1項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

第6章 希少野生動植物種の保護

第1節 指定希少野生動植物種等の指定

(希少野生動植物種保護基本方針)

第41条 知事は、希少野生動植物種の保護を図るための基本方針（以下「希少野生動植物種保護基本方針」という。）を定めるものとする。

2 希少野生動植物種保護基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定に関する基本的な事項

(2) 指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の個体（卵及び種子を含む。第46条を除き、以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

(3) 指定希少野生動植物種の生息地又は生育地の保全に関する基本的な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保護を図るために必要な事項

3 知事は、希少野生動植物種保護基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、希少野生動植物種保護基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、希少野生動植物種保護基本方針の変更について準用する。

(指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定等)

第42条 知事は、希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項の緊急指定種を除く。）のうち、道内又は道内の特定の地域における生物の多様性の保全の観点から特に保護を図る必要があると認めるものを、指定希少野生動植物種として指定することができる。

2 知事は、指定希少野生動植物種のうち、その譲渡し及び譲受けを監視する必要があると認めるものを、特定希少野生動植物種として指定することができる。

3 前2項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、当該指定の対象となる希少野生動植物種の種類、区域その他の規則で定める事項を定めてするものとする。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定の案を告示しなければならない。

6 前項の規定による告示があったときは、利害関係人は、当該告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

7 知事は、指定の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

8 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

9 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

10 知事は、指定希少野生動植物種又は特定希少野生動植物種の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

11 第4項、第8項及び第9項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第2節 指定希少野生動植物種の捕獲等に関する規制

(個体の所有者等の義務)

第43条 指定希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物種を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第44条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

(捕獲等の禁止)

第45条 指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第47条の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(所持等の禁止)

第46条 前条の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生動植物種の個体（卵、種子及びその個体の加工品であって規則で定めるものを含む。）は、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(捕獲等の許可)

第47条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請及び許可証等)

第48条 前条の許可（以下この節において「許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。

2 知事は、許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

3 許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人に従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

4 許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第2項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

5 許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第2項の許可証又は第3項の従事者証を携帯しなければならない。

(許可の基準)

第49条 知事は、許可の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

(1) 捕獲等の目的が第47条に規定する目的に適合しないこと。

(2) 捕獲等によって指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

(許可の条件)

第50条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、許可に条件を付することができる。

（捕獲等許可者の遵守事項）

第51条 許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

（捕獲等許可者に対する措置命令等）

第52条 知事は、許可を受けた者が前条の規定に違反し、又は第50条の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、許可を受けた者がこの章の規定又はこの章の規定に基づく処分に違反した場合において指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

（報告徴収及び立入検査）

第53条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3節 特定希少種事業者の登録等

（特定希少種事業者の登録）

第54条 特定希少野生動植物種の生きている個体の譲渡しの業務を伴う事業（以下「特定希少種事業」という。）を行おうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請及び登録証等）

第55条 前条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下この節において「登録」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に登録の申請をしなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、商号、名称又は氏名その他の規則で定める事項を特定希少種事業者登録簿に登録しなければならない。

3 知事は、前項の規定による登録をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、登録証を交付しなければならない。

4 登録を受けて特定希少種事業を行う者（以下「特定希少種事業者」という。）は、規則で定めるところにより、前項の登録証を当該登録に係る特定希少種事業を行うための施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(登録の拒否)

第56条 知事は、登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第61条第2項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から1年を経過しない者
- (2) 第61条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (3) この条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更等の届出)

第57条 特定希少種事業者は、商号、名称又は氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を特定希少種事業者登録簿に登録しなければならない。

3 第55条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による登録について準用する。

4 特定希少種事業者が、特定希少種事業を廃止したときその他の規則で定める事由により特定希少種事業を行わなくなったときは、規則で定める者が、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定希少種事業者登録簿の閲覧)

第58条 知事は、特定希少種事業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第59条 特定希少種事業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、その事業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(登録の抹消)

第60条 知事は、第54条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、第57条第4項の規定による届出があったとき、又は次条第2項の規定により登録を取り消したときは、特定希少種事業者登録簿につき、当該登録を抹消しなければならない。

(特定希少種事業者に対する指示等)

第61条 知事は、特定希少種事業者が第55条第4項（第57条第3項において準用する場合を含む。）、第57条第1項又は第59条の規定に違反した場合において、その特定希少種事業を適正化して特定希少野生動植物種の保護に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2 知事は、特定希少種事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は3月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 第56条第1項第3号に該当することとなったとき。
- (3) 前項の規定による指示に違反したとき。

3 第56条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第62条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定希少種事業者に対し、その特定希少種事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定希少種事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4節 生息地等の保護に関する規制

(土地の所有者等の義務)

第63条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物種の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第64条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

(生息地等保護区)

第65条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、分布状況及び生態その他その生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第6項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による告示があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

6 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

9 知事は、生息地等保護区に係る指定希少野生動植物種の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

11 生息地等保護区の区域内（次条第4項第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

(管理地区)

第66条 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物種の保護のため特に必要があると認める区域を、管理地区として指定することができる。

- 2 知事は、管理地区に係る指定希少野生動植物種の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 3 前条第2項から第8項までの規定は第1項の規定による指定について、同条第3項、第7項及び第8項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。
- 4 管理地区の区域内（第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内。第69条第1項及び第70条第1項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第10号から第14号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。
 - （1）建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - （2）宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
 - （3）鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - （4）水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - （5）河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - （6）木竹を伐採すること。
 - （7）指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - （8）管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - （9）道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - （10）第7号の規定により知事が指定した野生動植物種の個体その他の物以外の野生動植物種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - （11）指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
 - （12）指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
 - （13）火入れ又はたき火を行うこと。
 - （14）指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。
- 5 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 6 知事は、前項の申請に係る行為が第3項において準用する前条第2項の指針に適合しないものであるときは、第4項の許可をしないことができる。
- 7 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4項の許可に条件を付することができる。
- 8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して3月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為を行うことができる。
- 9 次に掲げる行為については、第4項の規定は、適用しない。
 - （1）非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

(3) 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

10 前項第1号に掲げる行為であって第4項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して14日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

第67条 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物種の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第71条第2項において同じ。）の同意を得なければならない。

3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第1項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 第65条第7項及び第8項の規定は第1項の規定による指定及び第3項の規定による指定の解除について、前条第5項及び第7項の規定は前項第3号の許可について準用する。

(監視地区)

第68条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（以下「監視地区」という。）の区域内において第66条第4項第1号から第5号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があつた場合において届出に係る行為が第65条第2項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があつた日から起算して30日（30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があつた日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（第3項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

(3) 第65条第1項の規定による指定がされた時において既に着手している行為（措置命令等）

第69条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第66条第4項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、第66条第4項若しくは第67条第4項の規定に違反した者、第66条第7項（第67条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物種の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物種の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告徴収及び立入検査等）

第70条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第66条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実地調査）

第71条 知事は、第65条第1項、第66条第1項又は第67条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（損失の補償）

第72条 道は、第66条第4項の許可を受けることができないため、同条第7項の規定により条件を付されたため又は第68条第2項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

第7章 推進体制の整備

（推進体制の整備）

第73条 道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

（取締りに従事する職員）

第74条 知事は、その職員のうち規則で定める要件を備えるものに、第28条、第34条、第36条、第37条第1項、第44条、第52条第1項、第53条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第64条、第69条第1項若しくは第2項又は第70条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により知事の権限の一部を行う職員（次項において「生物多様性保護取締員」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、生物多様性保護取締員に関し必要な事項は、規則で定める。
（生物多様性保護監視員）

第75条 知事は、指定外来種の防除及び希少野生動植物種の保護に関する必要な監視、指導等を行わせるため、生物多様性保護監視員を置くものとする。

2 生物多様性保護監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

（財政上の措置）

第76条 道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を推進するため、野生動植物種の生息又は生育の状況その他必要な事項に関する調査、希少野生動植物種の生息地又は生育地の買入れ等に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等に関する特例）

第77条 国若しくは道の機関又は道以外の地方公共団体（規則で定める公団等を含む。以下「国の機関等」という。）が行う事務又は事業については、第44条、第45条、第54条第1項、第64条、第66条第4項及び第10項、第67条第4項、第68条第1項、第69条第1項並びに第70条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

2 国の機関等は、第45条第2号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第66条第4項若しくは第67条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

3 国の機関等は、第54条第1項の規定により登録を受けるべき行為に該当する行為をするとき若しくはしようとするとき、第66条第8項の規定により届出をして引き続き同条第4項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第10項若しくは第68条第1項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による登録の申請又は届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

（規則への委任）

第78条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

第79条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- （1） 第45条、第46条又は第66条第4項の規定に違反した者
- （2） 第52条第1項又は第69条第2項の規定による命令に違反した者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- （1） 第50条又は第66条第7項の規定により付された条件に違反した者
- （2） 第67条第4項の規定に違反した者

第81条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- （1） 第36条の規定による命令に違反した者

- (2) 第54条第1項の規定に違反して登録を受けないで特定希少種事業を行った者
- (3) 不正の手段によって第54条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けた者
- (4) 第61条第2項の規定による事業の停止の命令に違反して特定希少種事業を行った者
- (5) 第67条第5項において準用する第66条第7項の規定により付された条件に違反した者
- (6) 第68条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- (7) 第68条第2項の規定による命令に違反した者
- (8) 第68条第5項の規定に違反した者

第82条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第37条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 第48条第5項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- (3) 第53条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第62条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (5) 第70条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (6) 第71条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第83条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第79条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3章から第9章まで並びに次項及び附則第4項から第8項までの規定は、同年7月1日から施行する。
（北海道希少野生動植物の保護に関する条例の廃止）
- 2 北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第4号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行前に生物多様性基本法第13条第1項の規定により知事が定めた生物多様性地域戦略は、この条例の施行後は、第9条第1項の規定により定めた生物多様性保全計画とみなす。
- 4 附則第2項の規定による廃止前の北海道希少野生動植物の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定により定めた希少野生動植物保護基本方針は、附則第2項の規定の施行後は、第41条第1項の規定により定めた希少野生動植物種保護基本方針とみなす。
- 5 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第13条又は第32条第4項の規定によりされている許可は、それぞれ、第47条又は第66条第4項の許可とみなす。

- 6 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第47条第1項の規定により置かれている希少野生動物保護監視員は、第75条第1項の規定により置かれた生物多様性保護監視員とみなす。
- 7 前3項に定めるもののほか、附則第2項の規定の施行の際旧条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同項の規定の施行の日前に旧条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の相当規定に基づいて知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 8 附則第2項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

- 9 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成27年3月20日条例第8号)

〔鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成27年5月29日から施行する。